

喜多方市条例第38号

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、喜多方市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他当該地区の保存及び活用のための必要な措置を定め、もって喜多方市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- (3) 建造物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物をいう。
- (4) 伝統的建造物 伝統的建造物群を構成していると認められる建造物をいう。
- (5) 環境物件 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件をいう。

(保存活用計画)

第3条 喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を決定したときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めなければならない。

2 保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存及び活用に係る基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建造物及び環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建造物及び環境物件を保存及び活用するために特に必要と認められる助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

(6) 保存地区の保存及び活用のため必要な事業に関する事項

3 教育委員会は、保存活用計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存活用計画の変更をしようとする場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物に限る。以下この号において同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(5) 福島県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(6) 農林漁業を営むために行うもの。ただし、次のアからオまでに掲げるものを除く。

- ア 建造物の新築、改築、増築、移転又は除却（仮設の工作物を除く。）
- イ 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
- ウ 宅地の造成又は土地の開墾
- エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- オ 水面の埋立て

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に掲げる基準（市長にあっては、第8号に掲げる基準）に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における移築を含む。以下この号及び第5号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 伝統的建造物以外の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 伝統的建造物以外の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為（次条に規定する行為を除く。）は、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして教育委員会規則で定めるものについては、第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建造物の改築、移転、除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により処分し、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ第10条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(経費の補助等)

第9条 市長は、保存地区内における建造物及び環境物件の管理、修理、修景若しくは復旧並びに保存地区の保存及び活用に資する情報の発信、人材の育成等について、自ら保存及び活用のため適当な措置を行い、当該建造物及び当該環境物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(所有者の変更)

第10条 伝統的建造物及び環境物件の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は速やかにその旨を市長及び教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第11条 伝統的建造物及び環境物件の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該伝統的建造物及び環境物件の所有者は、速やかにその旨を市長及び教育委員会に届け出なければならない。

(審議会)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、保存地区の保存等について、必要があると認めるときは、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員11名以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第5項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、同号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

9 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時

委員を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附 則 (平成28年6月17日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年喜多方市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1 喜多方市文化財保護審議会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	日額 6,000円
------------------------	-----------

附 則 (令和元年12月16日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第10条及び第11条の規定は、令和2年4月1日から施行する。